

## ロータリ除雪車（2, 300 t/h）車載標識装置付 仕様書

## 1. 概要

この仕様書は、京都府が発注する「令和5年度ロータリ除雪車の賃貸借契約」に適用するものとし、納入後は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐えうる十分な耐久性、信用性と良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以下の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適用するものとする。

この仕様書に明示されている数値は標準の設計値であり、ここに明記されていない箇所については、京都府（以下「甲」という）と物品納入者（以下「乙」という）とが協議の上決定するものとする。

## 2. 納入台数

1台

## 3. 形式

自走式、最大除雪量2, 300 t/h（参考車種：株式会社 NICHIGO HTR308A）

## 4. 性能

- |            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 走行速度   | 0～40 km/h 以上                      |
| (2) 最小回転半径 | 8.5 m 以下（車両最外側）                   |
| (3) 最大除雪量  | 2, 300 t/h 以上（JIS D 6509 最大除雪量試験） |
| (4) 投雪距離   | 0～40 m 以上                         |
| (5) 投雪方向   | 360度                              |
| (6) 最大除雪断面 | 2, 600×1, 700 mm 以上（幅×高さ）         |
| (7) 騒音レベル  | 85 db (A) 以下                      |

## 5. 主要諸元

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| (1) 全長    | 8, 500 mm 以下（走行姿勢）    |
| (2) 全幅    | 2, 600 mm 以下（除雪装置を除く） |
| (3) 全高    | 3, 700 mm 以下（回転灯上端）   |
| (4) 乗車定員  | 2人以上                  |
| (5) 車両総重量 | 15, 000 kg 以下         |

## 6. 車両本体

- |          |                  |                  |  |
|----------|------------------|------------------|--|
| (1) 車種   | 2ステージ形車輪式ロータリ除雪車 |                  |  |
| (2) 駆動方式 | 全輪駆動方式（4×4）      |                  |  |
| (3) 機関   | 水冷ディーゼル機関        |                  |  |
|          | 最高出力             | 184 kw（250 PS）以上 |  |

|             |                          |                                |
|-------------|--------------------------|--------------------------------|
|             | 最大トルク                    | 1 2 7 0 N m ( 1 3 0 k g m ) 以上 |
| (4) 動力伝達装置  | 主変速機                     | 手動4段                           |
| (5) 懸架装置    | 後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること   |                                |
| (6) 運転室     | 構造                       | 全鋼製密閉型                         |
|             | 室内寸法                     | 定員乗車時に十分な空間を確保すること             |
|             | 窓(前)                     | 熱線入り合わせガラス                     |
|             | (側、後)                    | 合わせガラスまたは、強化ガラス                |
| (7) バッテリ    | 1 2 V - 1 2 8 A h × 2 以上 |                                |
| (8) オルタネータ  | 2 4 V - 2 6 4 0 W 以上     |                                |
| (9) タイヤ     | 全輪スタッドレスタイヤ              |                                |
| (10) かじ取り装置 | 油圧式車体屈折式                 |                                |
|             | ハンドル位置                   | 左側                             |

## 7. 除雪装置

### (1) 構成

本機械は、車両本体に除雪枠、オーガ、ブロワ、ブロワケース、シュート、安全装置及び油圧装置から構成される2ステージ形除雪装置を備えているものとする。

### (2) 各部構造

|        |               |                                   |
|--------|---------------|-----------------------------------|
| ア. 除雪枠 | 昇降範囲(値上面に対して) | 上昇300mm以上<br>下降100mm以上            |
|        | 雪切板           | 固定式                               |
|        | 高さ×数          | 1, 300mm(突起部)2本(左右)               |
|        | シュー           | 除雪装置の設置状態を調節できるそりを有すること           |
|        | エッジ           | 3分割反転式                            |
|        | 材質            | SUP6相当以上                          |
|        | 長さ×幅×厚さ       | 2, 600×204×19mm以上                 |
|        | デフレクター        | 雪の飛散防止のためオーガ全面に分割形の可動式の板を取り付けること。 |
|        | チルト装置         | 左右各5度以上旋回できること                    |

### イ. オーガ

リボンスクリュー形とし、ブレード数は3枚×2個以上とし、負荷に応じて3段階以上の回転速度を変えられること。

### ウ. ブロワ

ロータリ形とし、負荷に応じて3段階以上の回転速度を変えられ、放出角可変型のブロワケースを有し、垂直面より右40度左60度以上可変とすること。

### エ. シュート

伸縮、旋回、放出角とも可変形とし、伸縮量650mm以上、旋回角度360度以上、放出各110度以上とする。

### オ. 安全装置

除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、除雪装置の破損を防止する安全装置をオーガ系、ブロワ系に各々設けること。

#### カ. 油圧装置

除雪枠昇降、ブロワケース回転、シユート系統の可変機構は油圧作動とし、作業に支障がない適切な速度で作動するような油圧装置を各々の作動する部分にとりつけること。また、十分な容量の作動油タンクを備えること。

### (3) 操作

除雪装置の操作は、運転室内において、次の操作ができるものとする。

- ア. 除雪装置の上昇、下降、保持、浮動及びチルト
- イ. オーガ、ブロワの回転、停止及び変速
- ウ. ブロワケースの回転
- エ. シユートの旋回、伸縮及び放出角の可変及び起倒

## 8. 計器類

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 標準計器類       | 1 式              |
| (2) サービスメータ     | 1 個 (電気式)        |
| (3) 油圧計または油圧警告灯 | 1 式 (走行用油圧回路補給用) |
| (4) 油温計または油温警告灯 | 1 式 (走行用油圧回路用)   |

## 9. 照明装置類

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 標準照明装置類        | 1 式   |
| (2) 回転警光灯 (運転室屋根上) | 1 灯   |
| (3) 前方作業灯          | 1 灯以上 |
| (4) 後方作業灯          | 1 灯以上 |

## 10. 付属装置及び付属品

- |                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 標準付属品                     | 1 式          |
| (2) 標準付属工具                    | 1 式          |
| (3) 床マット                      | 1 式          |
| (4) 後退ブザー                     | 1 式          |
| (6) 冬用ワパーブレード                 | 1 式 (全部)     |
| (7) カーヒータ                     | 1 式          |
| (8) ウィンドウウォッシャー               | 1 式 (全面、電動式) |
| (9) 消火器 (ABC20 型、FRP 製消火器箱含む) | 1 式          |

## 12. 塗装

国土交通省建設機械塗装基準による。

### 1 3. 検査

乙は十分な、ならし運転完了後、検査を受けるものとする。

検査は寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに甲の指示により適当な作業を行って、仕様書に基づく全般的な機能及び各装置の検査を受けるものとする。

検査に要する器具、人員などは乙において準備するものとする。

検査は甲の指定する場所において行う。

各種装置については作動を確認するものとする。

その他、甲の指示によるものとする

### 1 4. 保証

設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理をするものとする。ただし、使用上で生じた不具合については、甲の負担により修理をするものとする。

### 1 5. 使用期間及び納入場所

・使用期間：令和 5 年 1 2 月 1 日～令和 6 年 3 月 1 5 日

・納入場所：山陰近畿自動車道 京丹後大宮 IC 基地（京丹後市大宮町森本）

### 1 6. 担当者

・京都府 建設交通部 道路管理課 維持・防災係 須藤主任

電話番号：075-414-5265（直通） FAX：075-432-2074

### 1 7. その他の事項

#### (1) 提出図書の言語の指定

取扱説明書等、提出を義務付けられた図書に使用する言語は、日本語とする。

#### (2) 機械名の表示

機械の大きさ、構造等を考慮して、本体部両側面の適当な位置に塗装（黒色）により表示するものとする。

表示する文字は原則として、丸ゴシック体で黒色とする。

#### (3) 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱いについて（昭和 5 5 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 4 7 3 号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

#### (4) 緩和申請等

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者

が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

(5) その他

ア 燃料は満タンの状態で納入すること。

イ 現地への運搬等について

納入検査に合格したものについては、甲と日程調整の上現地に搬入すると共に、現地で操作方法について十分説明すること。

ウ 車両の保守・維持について

受注者は、本機械を保守・維持するため、部品調達・修理対応可能な現地から回送に要する時間が4時間以内(時速30km/h 想定)の自社工場、提携・サービス指定工場を通知するものとする。また、緊急対応用の連絡先について、発注者に通知するものとする。

エ 自賠償保険料については、乙が負担することとする。